

(15) ごぼう

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 8.4kg/10a以下	12.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 対抗植物利用技術(センチュウ等) ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 被覆栽培技術(生育初期のべたがけ等) ⑥ フェロモン剤利用技術(ヨトウムシ等) ⑦ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 6回以下	8回

【その他留意事項】

- 粗大有機物を施用する場合は岐根の発生を助長するので、すき込み後十分な腐熟期間を確保する。